

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①		円
当該事業年度の月数	②		月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘 要		課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式⑳	④				
	年400万円以下の金額 第6号様式㉔	⑤	000		円 00	円 00
	年400万円を超え800万円以下の金額 第6号様式㉕	⑥	000		00	00
	年800万円を超える金額 第6号様式㉖	⑦	000		00	00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉗	⑧	000		00	00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉘	⑨	000		00	00
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式㉙	⑩				
	付加価値額 第6号様式㉚	⑪	000		円 00	円 00
資本金割	資本金等の額総額 第6号様式㉛	⑫				
	資本金等の額 第6号様式㉜	⑬	000		円 00	円 00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	00		00
差引		(⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))	⑮	00		

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮×3/4	⑯	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(3×(40億円-③))/40億円	⑰	00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/2	⑱	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/20億円	⑲	00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/4	⑳	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/40億円	㉑	00